

(参考) 令和7年度中賃日程  
 7/11諮問、第1回目安小委員会  
 7/22第2回目安小委員会  
 7/24第3回目安小委員会  
 7/29第4回目安小委員会  
 7/31第5回目安小委員会  
 8/1第6回目安小委員会  
 8/4第7回目安小委員会 同日答申

※A案：中賃の目安答申の時期が例年通りの場合

※B案：中賃の目安答申の時期が令和7年度同様の場合

令和8年度 千葉地方最低賃金審議会  
 千葉県最低賃金審議日程(A案)

令和8年度 千葉地方最低賃金審議会  
 千葉県最低賃金審議日程(B案)

令和8年2月17日作成

令和8年2月17日作成

会議名称	開催月日	開催時間	備考
1 第1回 公益委員会議	7月2日(木)	午後1時30分	
2 第1回 本審議会 (県最賃改正諮問)		午後2時30分	公・労・使委員全員出席
3 第1回 運営小委員会		本審終了後	議事運営に関する事項を協議
4 第2回 本審議会 (中賃目安伝達) (特定最賃必要性諮問)	7月30日(木)	午後1時30分	公・労・使委員全員出席 中賃の目安が示されていない場合、目安伝達は専門部会にて実施
5 第1回 県最賃専門部会		本審終了後	所信表明、金額審議
6 第1回 特別小委員会	8月3日(月)	午後1時30分	特定最賃必要性 意見陳述
7 第2回 県最賃専門部会		午後2時30分	金額審議
8 第3回 県最賃専門部会	8月4日(火)	午前10時00分	金額審議
9 第4回 県最賃専門部会		午後1時15分	金額審議
10 第5回 県最賃専門部会 (予備日程)		午後1時15分	金額審議 (予備日程)
11 第3回 本審議会 (県最賃 答申)	8月5日(水)	午後3時30分	公・労・使委員全員出席 8月5日が答申の場合、第4回本審議会 (異議審)は8月21日に開催、最短発効日 は10月1日 県最賃専門部会が8/7に延長審議と なった場合、第3回本審議会も8/7に延 期
12 第6回 県最賃専門部会 (予備日程)	8月7日(金) 予備日程	午後1時15分	金額審議 (予備日程)
13 第3回 本審議会 (県最賃 答申) (予備日程)		午後3時30分	公・労・使委員全員出席 8月7日が答申の場合、第4回本審議会 (異議審)は8月25日、最短発効日は10 月3日
14 第2回 特別小委員会	8月21日(金) (答申日が8月5日の場 合に開催)	午前9時30分	特定最賃必要性審議
15 第4回 本審議会 (県最賃 異議審) (異議申出諮問、答申)		午前11時00分	公・労・使委員全員出席 答申が8月5日の場合に開催 8月21日が異議審の場合、最短発効日 は10月1日
16 第2回 公益委員会議		本審終了後	
17 第2回 特別小委員会	8月25日(火) (答申日が8月7日(予備 日程)の場合に開催)	午前9時30分	特定最賃必要性審議
18 第4回 本審議会 (県最賃 異議審) (異議申出諮問、答申)		午前11時00分	公・労・使委員全員出席 答申が8月7日となった場合に開催 8月25日が異議審の場合、最短発効日 は10月3日
19 第2回 公益委員会議		本審終了後	

会議名称	開催月日	開催時間	備考
1 第1回 公益委員会議	7月2日(木)	午後1時30分	
2 第1回 本審議会 (県最賃改正諮問)		午後2時30分	公・労・使委員全員出席
3 第1回 運営小委員会		本審終了後	議事運営に関する事項を協議
4 第2回 本審議会 (中賃目安伝達) (特定最賃必要性諮問)	8月5日(水)	午後1時30分	公・労・使委員全員出席 中賃の目安が示されていない場 合、目安伝達は専門部会にて実施
5 第1回 県最賃専門部会		本審終了後	所信表明 金額審議
6 第1回 特別小委員会	8月6日(木)	午後1時30分	特定最賃必要性 意見陳述
7 第2回 県最賃専門部会		午後2時30分	金額審議
8 第3回 県最賃専門部会	8月7日(金)	午前10時00分	金額審議
9 第4回 県最賃専門部会		午後1時15分	金額審議
10 第5回 県最賃専門部会 (予備日程)		午後1時15分	金額審議 (予備日程)
11 第3回 本審議会 (県最賃 答申)	8月10日(月)	午後3時30分	公・労・使委員全員出席 8月10日が答申の場合、第4回本審議 会(異議審)は8月26日に開催、最短発 効日は10月4日 県最賃専門部会が8/17に延長審議と なった場合、第3回本審議会も8/17に 延期
12 第6回 県最賃専門部会(予備日程)	8月17日(月) 予備日程	午後1時15分	金額審議 (予備日程)
13 第3回 本審議会 (県最賃 答申) (予備日程)		午後3時30分	公・労・使委員全員出席 8月17日答申の場合、第4回本審議会(異 議審)は9月2日、最短発効日は10月11 日
14 第2回 特別小委員会	8月26日(水) (答申日が8月10日の 場合に開催)	午前9時30分	特定最賃必要性審議
15 第4回 本審議会 (県最賃 異議審) (異議申出諮問、答申)		午前11時00分	公・労・使委員全員出席 答申が8月10日の場合に開催 8月26日異議審の場合、最短発効日は 10月4日
16 第2回 公益委員会議		本審終了後	
17 第2回 特別小委員会	9月2日(水) (答申日が8月17日(予 備日程)の場合に開 催)	午前9時30分	特定最賃必要性審議
18 第4回 本審議会 (県最賃 異議審) (異議申出諮問、答申)		午前11時00分	公・労・使委員全員出席 答申が8月17日となった場合に開催 9月2日が異議審の場合、最短発効日 は10月11日
19 第2回 公益委員会議		本審終了後	